

を提出することとなりました。更に自己のため、又私達のため  
考へ入つたら、終々は此際協力して会社に対する飽く迄も自ら  
撫養費を貰ふ事願致しませう。

西元一千九百零五年五月 韓護士 村惟方(鶴銀)  
八十代生命保険會社交涉團奉書

### 社員恩給規程

社員恩給は普通恩給特別恩給二種とする。

第一條  
第二條  
普通恩給は満三年以上精勤したる社員に給與する。但し病氣の爲め退社する  
場合は満二年以上精勤したる社員に給與する。

第三條  
特別恩給は満三年以上精勤し殊功ある社員に限り給與する。特別恩給は普通  
恩給の十割以内とする。

恩給は社員の退社と同時に給與する。

恩給は會社の意志に反して退社する者には支給しない。

第四條  
第五條  
第六條  
普通恩給は退社當時の俸給に勤続月數を乗じて得たる金額に次ぎ  
の割合を以て算出する。

第七條  
十五年以上勤續し特別恩給であった社員には一時金恩給以外特に上  
期若しくは終身年金を給與する。

本規程大正十年六月一日より實施し從前之規程を廢止する。

附 則